



# 戸籍にフリガナが記載されます。 ～戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます～

## 1 戸籍のフリガナ記載とは

- 令和7年5月26日に、戸籍にフリガナを記載するための改正戸籍法が施行されました。
- 戸籍にフリガナを記載することで、行政サービスのデジタル化の促進、本人確認情報としての利用、不正防止につながります。

## 2 フリガナ記載通知発送

- 発送時期** ▶ 令和7年7月25日(金) (総数約16万件を1週間程度で発送)
- 発送条件** ▶ ※同一戸籍の方は、最大4人まで1通に集約して記載  
※同一戸籍内に別住所の方がいる場合は、住所地ごとに分けて発送
- 戸籍への記載** ▶ 通知のフリガナが正しく、手続きが不要だった場合、令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。

通知に記載のフリガナが

誤りの場合

正しい場合

**届け出必要**  
来年5/25(月)までに、市民課各行政センター・連絡所・サービスセンターまたはマイナポータルで申請。

**手続き不要**  
来年5月以降順次、通知のフリガナが戸籍に記載されます。

例：

		仮のフリガナ	普段使用しているフリガナ
氏名	塩原 幸江	シオハラ ユキエ	シオバラ サチエ

## 3 コールセンター開設

- 開設期間** ▶ 令和7年7月25日(金)～12月末予定  
※問合せ状況等により変更有
- 開設時間等** ▶ 午前8時30分～午後5時15分  
※土曜、日曜、祝日、年末年始(令和7年12月29日～令和8年1月3日)は除きます。
- 問合せ先** ▶ 050-3315-9889

戸籍に記載する予定の **フリガナの通知** が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

**誤っている場合は届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 ○○県○○市○○12345番

【氏の振り仮名】

氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の名の振り仮名が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名(の)振り仮名】

① 名	太郎
振り仮名	タロウ
② 名	京子
振り仮名	キョウコ
③ 名	正
振り仮名	タダシ
④ 名	ゆり
振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

**正しい場合は届出不要です!**

※フリガナを変更すると、パスポートなどの身分証明書や、年金受給口座、公金受取口座、市税振替口座などの名義変更が必要となる場合があります。  
**※詐欺に注意。法務省や自治体が、フリガナの届け出にあたって金銭の支払いを要求することは一切ありません。**  
 不審に思ったら ☎市民課924 - 2131や最寄りの警察署、警察相談 ☎# 9110へご連絡ください。